



TITLE:

<書評> 野田仁著 『露清帝國とカザフ=ハン國』

AUTHOR(S):

中村, 朋美

CITATION:

中村, 朋美. <書評> 野田仁著 『露清帝國とカザフ=ハン國』 . 東洋史研究
2012, 71(1): 124-132

ISSUE DATE:

2012-06

URL:

<https://doi.org/10.14989/198625>

RIGHT:

野田仁著

露清帝國とカザフⅡハン國

中村朋美

中央アジア史はまだ研究蓄積の少ない分野であるが、我が國においてとりわけ手薄な状況にあるカザフⅡハン國に關する研究書が出版された。著者の野田仁氏は、この十年ほどの間、精力的にカザフに關する論考を發表している新進氣鋭の若手研究者である。東京大學大学院人文社會系研究科博士課程を修了し、現在、早稲田大學イスラーム地域研究機構で次席研究員を務めている。著者は、これまでに蓄積してきた研究成果を國際關係というテーマにそってまとめ、二〇〇八年秋に博士學位請求論文『カザフⅡハン國と露清帝國』を提出した。本書はそれがもととなっている。

はじめに本書の構成と内容を簡単に紹介する。本書の構成は以下のとおりである。

- 序章 中央ユーラシア世界におけるカザフⅡハン國
- 第一部 中央ユーラシアの國際關係と「カザフⅡハン國」
- 第一章 カザフⅡハン國の東方關係再考
- 第二章 ロシア帝國の中央アジア進出とカザフⅡロシア關係

第二部 カザフⅡ清朝關係の基層

- 第三章 カザフの歸屬問題と中央アジアにおける露清關係
- 第四章 カザフの三ジユズと哈薩克三「部」——カザフについての清朝の認識——
- 第五章 清朝によるカザフへの爵位授與

第三部 露清關係とカザフⅡハン國の命運

- 第六章 西シベリアⅡ新疆間の露清貿易とカザフの關與
- 第七章 露清關係の變容と「カザフⅡハン國」の解體
- 終章 中央ユーラシア國際關係の展開

構成からうかがえるように、本書は、ロシアと清の兩帝國には含まれたカザフⅡハン國の對外關係史を解明すること、および、カザフⅡハン國、ロシア帝國、清朝の三者間の關係を中心に、十八～十九世紀の中央ユーラシアにおける國際秩序を再検討することを目的としている。このテーマ設定は、カザフが文字史料をほとんど残してこなかったために、カザフに關する情報を得るには、周圍の勢力が残した記録に依據せざるを得ないという制約と關係する。著者は、こうした史料上の制約と、研究の目的がカザフスタン一國史の再構築ではないことから、對外關係に焦點を絞つたのだという。

まず、序章をもとに、先行研究に對する著者の批判を整理しよう。著者は、我が國では佐口透や小沼孝博、ソ連や獨立後のカザフスタンではグレーヴィツチやハイゾワ等、その他中國での研究を取り上げ、従來の研究は上記史料上の制約ゆえに、ロシア帝國（ソ連）、清朝（中國）という枠組みにとらわれ、カザフの對

外關係を對ロシア關係、もしくは對清關係という二者間關係でしかとらえなかつたと批判する。そのため、ロシアと清朝それぞれの立場への理解に缺けた、一面的な解釋に陥りがちであつたと述べる。著者によると、こうした偏りを正すのに必要な方法は、雙方の史料を相對的に分析することであり、それにより、カザフ、ロシア、清の三者が關わり合う狀況を前提とした研究が可能となつたという。本書は、こうした方法によつて從來の研究狀況を修正しようとしたものである。

次の第一部では、序章で取り上げた先行研究の問題點を明らかにし、第三章以降で扱う問題點を指摘する作業が行われる。著者は、第一章において、國や時代別にカザフ・清朝關係に關する研究史を整理し、過去の研究が政治的立場によつて扱う問題に偏りがあることを強調する。この問題に一つの解答を與える史料として紹介されるのが『東方五史』である。第一章第三節では、『東方五史』の情報は兩帝國に偏らない獨自のものであり、西シベリア、カザフ草原東部、新疆にまたがる地域意識を前提とした現地の視點から、カザフ草原の歴史の再構築を可能にする史料であるとして、その有用性を説いている。

續いて、第二章では、十八世紀前半から十九世紀半ばまでのカザフ・ロシア關係を概観しつつ、ここでも先行研究に偏りがあることを指摘する。すなわち、カザフ・清朝間の關係がカザフ・ロシア關係に影響を及ぼしていたことを示したうえで、これまでロシア側の論理に基づいて分析されてきたカザフ・ロシア關係を、清朝との關係を加味した上で、見直す必要があることを述べる。カザフがロシアの臣籍に入ったとされる十八世紀前半において、

カザフ・ロシア關係は表面的、かつ不完全なものであり、また兩者の臣従に對する認識にはずれがあつた。その後、ロシアはカザフへの介入を次第に強めたが、その對應がジュズ（部族連合體）によつて異なつていたことは、各ジュズと清朝との關係に起因した。そのことがカザフのハン稱號をめぐる交渉を通して分析される。

第一部第二章がカザフ・ロシア關係を扱つたのに對し、第二部では、カザフ・清朝關係が主軸となる。第三章では、十八世紀半ばのジュンガルの崩壞を引き金に、その影響下にあつた中央アジアの諸勢力の歸屬が、露清間で外交問題となつたことが論じられる。露清の間には、一七二七年に締結されたキャフタ條約が、長らく、外交規範として存在した。ただし、著者によると、キャフタ條約が定めた範圍は、トヴァ以東の東方の國境や逃亡者に關してであり、露清の間にジュンガル政權が存在した當時、それより西方の地域は兩帝國の視野に入つていなかったという。そのため、著者は、十八世紀半ばにジュンガル政權が崩壞すると、キャフタ條約で明確な規定が定められなかつたシベリアや中央アジアなど西方の勢力範圍の歸屬が、外交問題となつたと主張する。この歸屬交渉を明らかにするため、著者は、一七三一年に清からロシアに派遣されたトシ使節が傳えた提案が、一七五六年から五八年にかけて兩帝國間で交わされた外交文書のなかで、度々取り上げられていたことに注目した。そして、兩國がそれぞれの認識に基づいて中央アジア諸勢力の歸屬を主張したことを論じ、その結果、結局はカザフとアルタイ諸族は「あいまいな二重の歸屬」におかれたと述べる。

第四章では、一七五七年にカザフ・ハン國と公式に關係を持つに至った清朝が、カザフの社會と領域をどのように認識していたかが論じられる。その際、著者が注目したのは、清朝の史料に見られる「哈薩克三『部』」とは何かという問題である。従来の研究では、この三部はカザフに固有のジユズと混同されてきた。しかし、著者は、史料に見られる部に關する記述を成立年代順に整理し、用語を検討し直した結果、左右西の三部は清朝が關係を持ったカザフの王公一族を區分するための用語であり、大中小の三ジユズとは對應しないことを明らかにした。また、三部の概念の變遷を明らかにすることで、その變遷がカザフ・清朝關係の變容に連動したものであったことを示し、三部の概念はハン家の系統を意味するものへと變化したことを指摘する。

第五章では、清朝がカザフに與えた爵位に焦點を當て、爵位の授與はカザフ・清朝關係やカザフ社會においてどのような意味があつたのか、それをロシア側はどのように認識していたのかが論じられる。一七五七年のアブライによる朝貢以降、清朝側はカザフの支配層を掌握するために、爵位を與えてきた。こうした清朝からの爵位の授與は、カザフ社會において、スルタンがハン位に即位する儀式と結びつき、スルタンの權威づけに貢献したため、スルタンは清朝と關係を持ち続けようとした。一方、ロシア側は、こうした爵位で繋がるカザフ・清朝關係を容認することができなかった。著者は、一八二四年に中ジユズ（左部）のスルタン、グバイドウツラの爵位繼承にロシアが介入する事件を検討し、ロシアが露清關係に配慮をしつつも清朝を牽制し、清朝とカザフの關係を斷ち切る措置をとり始めたことを明らかにした。また、ロシ

アはカザフに對して、一八二二年に導入したシベリアキルギズにかんする規約の遵守を説き、ハンの權威を打ち消しながらカザフの對外關係への統制を強めていったと述べる。

第三部は十九世紀前半を扱い、この時期、カザフ・ハン國とロシア、清朝との關係が變容し、カザフ・ハン國が解體していった過程が論じられる。本書では、大半の章が稱號など儀禮的關係や外交上の駆け引きなど政治的な問題を扱うが、第六章は經濟的問題を論じる點で他とは性格が異なる。すなわち著者は、貿易に關する露清の政策を整理したうえで、清朝がキャフタ以外での貿易を認めなかつたにもかかわらず、十九世紀前半に新疆北路經由の露清貿易が行われていた事實について論じている。清朝と外交關係を持ったカザフとコーカンド・ハン國は、新疆における貿易を清より許され、そのために西シベリアと新疆間の貿易に參加することができた。カザフはその貿易に深く關與し、スルタンがそれを仲介し、隊商を保護したり、また隊商から通行税を徴収したりした。それは、ロシア籍の商人が、新疆への入境とカザフ草原を安全に通行するために、カザフの仲介を必要としたためであった。しかし、時代を経るにつれ、ロシアがカザフを勢力下におき、コーカンドが勢力範圍を伸縮する等、政治上の變動が起り、西シベリアと新疆を結ぶ貿易における構造も變化した。その過程で、カザフの役割が縮小し、カザフにかわつてロシア商人が新疆での直接取引に參入していったことが明らかにされる。

第七章では、ロシアと清朝間の國境が明確化するなかで、兩帝國がカザフ・ハン國をどのように扱おうとしたのか、またカザフのスルタンたちが兩國の間でどのように振る舞つたのかを検討す

る。その結果、明らかにしたのは、カザフに對する兩帝國の對照的な態度であつた。ロシアは管區の開墾等、段階を踏んで様々な施策を實施し、カザフを實質的に支配していったのに對し、清朝は十九世紀に入ると、カルン（卡倫）線の外の出來事には干渉しない方針を確立した。さらに、ロシアの統治に不満を抱くスルタンたちが清朝に保護を期待するも、清朝はその期待に應えることをしなくなつたため、カザフ草原における清朝の影響力は失われていったという。そして、清朝の後退とロシアの進出に伴い、カザフはかつて行つていた二方面外交に失敗し、いずれかの帝國に歸屬することを餘儀なくされていったと述べる。

さて、ここまで各章ごとに内容を紹介したが、著者は、本書の意義をどのように捉えているのだろうか。第一に、カザフ・清朝關係がカザフ・ロシア關係に影響を與え、逆にカザフ・ロシア關係もカザフ・清朝關係に影響していた點を明らかにしたこと。第二に、カザフ・ロシア關係に露清關係が關係していた點を示したこと。第三に、カザフ、ロシア、清朝の三者がそれぞれ自らの境界をどのように認識していたのかを解明したこと。また同時に、西シベリア、カザフ草原東部、新疆北部という一體性のある地域が、帝國という枠組みによつて政治的に分斷される過程を示したこと。第四に、ロシアと清の兩帝國間で争われたカザフの歸屬を時系列にそつて明確にしたこと。著者は、終章において、このように本書の意義をとりまとめ、とりわけ、第一の意義を強調して、論を締めくくる。

ここまで紹介した内容を踏まえたうえで、評者の批評や私見を

述べたい。

本書は、カザフ・ハン國を中心に、ロシア帝國、清朝の三者間の關係を論じた初めての研究書である。これまでのカザフ史研究が、主に史料、もしくは史料言語の問題が原因となつて、ロシア史や中國史の觀點からアプローチしてきたのに對して、本書はカザフや中央アジアを問題の中心に据え、その視點から中央ユーラシア世界の國際秩序を再構築しようと試みた。この視點の轉換は、從來のカザフ・ハン國史研究にはない、本書のオリジナルな部分である。視點の轉換、もしくは新たな視座の創造は、著者の研究目標のひとつのである。それというのも、著者は、カザフ・ハン國という遊牧民政權の歴史を中心に對して研究を進めることは、オアシス定住民側からの歴史が中心である從來の中央ユーラシア史研究を相對化する、一つの視座を生み出す可能性を持つとも述べているからである（本書四頁）。西洋中心史觀への反發から新たな世界史を構築しようという動きが現れて久しく、中央ユーラシア史という分野自體がその運動を肯定するところから再生されたのであるが、本書もその潮流の影響を多分に受けている。このような視點から中央ユーラシアの國際關係史を再構築するために、著者は、ロシア史料と清朝史料を對照し、相互に關連付ける手法を有効と考えたが、カザフ自體の史料がない狀況ではそれも仕方がないといえよう。

なお、この手法を可能にするためには、言語の面でも史料收集の面でも、多大な努力を必要とする。著者は、ロシア語、滿洲語、中國語、テュルク系諸言語等、多様な言語を驅使して東西の大量の文献を讀解した。卷末の參考文獻一覽には、日本では入手困難

な文献が多数並んでおり、本書を通して初めて紹介された文献も少なくない。さらに、著者は、アルマトウのカザフスタン共和国中央国立文書館、モスクワのロシア帝國外交文書館とロシア國立軍事歴史文書館、オムスクにあるオムスク州國立文書館、北京の中國第一歴史檔案館で作業を行い、日本人がこれまで入手したことがなかった各文書館所蔵の非公刊史料を積極的に収集した。このような困難な作業を成し遂げた著者の意欲と力量には、脱帽する思いである。特にオムスクやカザフスタンにおける作業は、我々日本人研究者に新たな史料収集の可能性を提示した。本書は、こうした文書館史料を利用することで、地方の下位行政組織からし、研究に現地の具體的様相を反映させることに成功している。第五章第二節「グバイドゥッラの『汗爵辭退』の事件（一八二四年）」は、その好例である。

また、本書の興味深いところは、これまで露清関係史研究で研究の対象とされてきたのは極東や東シベリアをめぐる「東側の露清関係」であり、西シベリアや中央アジアをめぐる「西側の露清関係」は研究されていないままであったとし、カザフをめぐる露清関係史の研究によって、その「西側の露清関係」を補おうとするところである。この課題は、第三章、第五章、第六章、第七章の各論を通じて論じられる。特に、第三章で取り上げるトシ使節の後世への影響などは、目のつけどころが興味深い。「西側の露清関係」に關するこの問題提起は、極めてオリジナナルなものであり、今後、各方面の議論を呼ぶことになるだろう。

ただし、本書を讀む限り、この課題に對する論證は十分になさ

れているとは言い難い。第三章を例にとると、著者は、ジューンガルやウリヤンハイ、カザフの歸屬問題に關しては露清間に共通の外交規範がなかったがために、ロシア側が恣意的に外交規範を使い分けた事實を論じているにも關わらず、突然、小結において、ジューンガル政權崩壞後に中央アジアが露清關係に關わつてきた結果、ロシアは「國境の問題におけるキャフタ條約體制の保持」を重要としたと結論づける（二一七頁）。この結論は、本論からするといささか唐突な感がぬぐえず、本論と結論が乖離しているように感じられる。本論で論じた事實がどのような意味を持っていたのか、今少し説明を加える必要があるだろう。

また、著者が援用のために引いた參考文獻の主張が、著者の論と矛盾するのではないかと思われる箇所がある。一八五一年のイリ通商條約に關して、筆者は、「キャフタ條約などの延長であることには變わりはない」とする羽田明氏の見解を肯定し、「貿易においては、たしかにキャフタ體制を引き繼ぐものであった」と述べている（第七章二五四頁）。しかし、十九世紀半ばの新疆における狀況は、確實にキャフタ條約締結時から變化していた。

羽田氏がイリ條約をネルチンスク・キャフタ條約體制の延長とする見解を主張した根據は、イリ、タルバガタイでロシアは自由無稅貿易權、領事任命權、治外法權など廣範な特權を獲得したが、これらの特權は清朝から自發的に供與されたものであったこと、條約内容を検討しても、イリ條約の自由無稅貿易や治外法權に關する規定は、キャフタ條約やキャフタ市約の規定をそのまま取り入れたものにすぎず、領事任命の規定はキャフタ條約第四條の貿易管理官と對比されるし、コーカンド商人のコロニーを統轄して

いたアクサカルの任命をコーカンドーハンに許したという前例もあり、イリ通商條約がキャフタ條約以來の傳統を脱していない前近代條約であつたことにある。すなわち、一八五一年當時、清朝はロシアに対してまだ外交上の主導權を握っていると考えていたためである。⁽¹⁾

しかし、これは清朝の主観的な考えを問題にしたのにすぎないのではないだろうか。羽田氏の論は清朝側の見解を論據としているが、歴代の中國王朝は國が弱體化したときでも、北方の強大な勢力（國家）を中華思想的な世界秩序にあてはめ、現實を自己に都合よく解釋したことは、過去の史實が明らかにしている。⁽²⁾ 清朝側の建前としては、清の側から恩恵を授ける體裁を整えたのであるから、體制は變わっていないことになるのであろう。

客觀的に見て、アヘン戰爭以降、情勢は急速に變わりつつあつた。他の歐米諸國とは異なり、ロシアはアヘン戰爭直後すぐには清朝に對する態度を變化させなかつたが、一八四〇年代半ばにはアムール川の調査を行うなど、徐々に政策を變化させつつあつた。そもそも、キャフタ條約締結に至る交渉に携わつたロシアの特命全權公使ヴラジスラヴィッチは、一七二七年に北京において清に中國全土への貿易の擴大、陸海路による交易、北京における代理人の設置、南京と廣東における領事の設置等を強く求めたが、清は中國にはそうした慣例は存在しないと、これを拒絶した。⁽³⁾ ただその際に、いわゆる貿易管理官が隊商について一時的に北京に滞在することを認めたが、もとよりそれは領事のような常置の機關ではなかつた。以上の協議がキャフタ條約第四條となつた。しかしロシアは、この後も、機會あることにこうした要求の復活

を圖つた。著者も觸れているように、一七九六年にオムスクからの報告を受けて、エカテリーナ二世はプフタルマ地域での貿易擴大を清朝政府に求めるよう訓令を出している（一八五―一八六頁）。さらに、一八〇五年に北京へと派遣されたゴロフキンの使節は、交渉にまでは至らなかつたものの、中露國境における全面的な陸路貿易、アムール川の調査と航行權、廣東に寄港する權利と中國のすべての都市にロシアの隊商を送る權利、アムール川河口と廣東にロシアの通商代表を、北京に外交代表を常駐させる權利、これら諸權利を清朝に認めさせるようにという訓令を受けていた。こうしたロシアの長年の願いが、イリ通商條約で實現したといえよう。

それを可能にしたのは、當時の状況である。新疆北部においても、表向きは清朝からロシア商人の入境は許されていなかったにもかかわらず、一八四〇年代にはロシア商人が直接取引に來ることが常態化していたり、それと同時に、それまで私的な取引が許されていなかった清朝の内地商人も、新疆で取引するのを許されるようになっていたり（二一九頁）、イリ通商條約の交渉時、清朝の現地の官吏だけでなく、清朝中央政府も、ロシアがカルン線のすぐ近くまで迫っていたことを當然のことと認識していたりと（二五四頁）、情勢は清朝が實質的に主導權を握っていた時代とは變化していた。このような情勢の下で締結された條約が、キャフタ條約體制と同じ體制を形作っていると考えるのは、無理がある。新疆北部の情勢が變化したことについては、上記例示が示すように、著者自身が本書の中で記している。それにもかかわらず、羽田氏の主張を肯定するのは、著者自身の論と矛盾すると考える。

ところで、本書で感嘆することのひとつが、情報量の多さである。それは、大變な分量の圖書と論文を參考とし、そこから引き出した多様な情報を巧妙に組み合わせ、論を形成する、その技の巧みさにあると思われる。ひとつひとつの情報が出しにされているため断片的な情報が多いことに若干の不滿を覚えるが、それでも、多様な參考文献から情報を引き出し、多量の情報を提示している點は、本書の特徴のひとつと言えよう。ただ、多量の情報を扱うがゆえに、史料上の記述を整理できていないまま、記述してしまつたと思われる箇所が見られた。

例えば、第三章九四頁に「トシによる口頭の提議は、一七三一年二月九日の謁見の場で行われ、四項目にわたる提議への皇帝アンの回答は同月二四日に作成された」とあるが、これは、史料を丹念に讀んだ場合、少々正確さを缺く記述であることに氣づく。該箇所に關して、史料に見られる正確な情報は、以下のとおりである。二月九日の會見は、元老院で行われたのであり、その時、トシは雍正帝の提案をゴロフキンらロシアの大臣らに口頭で明らかにした。これを受けて、二月二十四日、ゴロフキンは清の提案を檢討し、二六日に皇帝アンナィワノヴナに結論を報告したうえで、二八日にさらに協議を行った。三月一日、元老院において、ゴロフキンとトシは再び協議を行い、そこで元老院の返書がトシに手渡された⁽⁶⁾。

史料と比較して、トシが雍正帝の提案を明らかにしたのは皇帝との謁見の場ではなく、元老院におけるゴロフキンらとの會見の場でのことであること、最終的な回答は二四日ではなく、三月一日に元老院でなされたことが分かるだろう。この箇所に關する

情報の間違いは、史料集が出版されたために、バンティシユールカメンスキーの記述をさほど参照せず、史料集に依據したため、また史料集に収められた文書の題名に引きずられて、記述内容をよく整理できていなかったためであろうと考えられる。

さて、本書で最ももの足りなく思う點は、書名にカザフハン國を記しながらも、カザフハン國の内實に關する論が希薄なところである。史料上の制約から、カザフハン國史研究の困難さは理解できる。制約の多さから對外關係に焦點を絞つたことも、理解しているが、カザフ・ロシア關係にしる、カザフ・清朝關係にしる、論じられているのは、あえて亂暴に言えば、稱號の授與など表面的、儀禮的な事例に留まつている。さらにいえば、相互對照的に史料を分析することによって達成される研究の意義を強調するあまり、本書全體を通して、露清關係が最大のテーマになり、カザフハン國自體への關心は二次的なものとなっている感が否めない。そのため、カザフハン國史としての本書の意義は、希薄なものとなっているように感じられる。ないものねだりと捉えられるかもしれないが、例えば、カザフの外交關係に附隨するであろう經濟的要素について本書は全く觸れていないが、カザフがロシアに歸順することで、どのような經濟的メリットを得たのか、それはカザフ社會でどのように機能したのかを明らかにできれば、よりカザフ社會のイメージを明確にできるであろう、と勝手ながら感想を持った。その點で、本書が扱う時代より前になるが、十七世紀にロシアからモンゴルのアルタンハンに派遣された使節に關するチミドルジエワの研究は、税や交易(贈り物)、モンゴルを經由して中國に向かう道に關する論考を含み、稱號に

關する事例はカザフ・ロシア關係に類似しているので、參考になるだろう。⁽⁷⁾ 同書によると、アルタン・ハンはロシアに對して經濟的つながりを求めており、カザフもロシアに對して同様の要望を持つていたのではないかと考えられるからである。

また、經濟に關連してつけ加えるならば、ジューンガル政權が崩壊する直前まで、ロシアとジューンガルの間には多様な經濟的結びつきがあった⁽⁸⁾というが、兩者の間でカザフはどのような位置にあったのか。ジューンガル政權崩壊後に、それまでの經濟構造はどのように變化し、どのようにカザフ社會に影響を與えたのか。こうした疑問も浮かんでくる。

以上、二、三のことに特化して、煩雜な私見を加えたが、カザフ・ハン國に關わる通史的な歴史を描くことが、どれほど大變なことは疑うべくもない。本書は、今後の中央ユーラシア研究に多様な課題を提示し、後學者者に新たな研究テーマを想起させる書である。後學者が、本書から得るヒントや情報は貴重である。著者自身の研究についても、今後、ますますの發展が期待される。

註

- (1) 羽田明「伊犁通商條約の締結とその意義」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六一年、七三五一―七三三七頁。
- (2) Lien-sheng Yang (楊聯陞), "Historical Notes on the Chinese World Order", ed. by J. K. Fairbank, *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations*, Cambridge, Massachusetts, 1968, pp.20-33.

(3) Русско-Китайские отношения в XVIII веке: документы и материалы, т.3, Москва, 2006, стр.37, 153, 156, 160.

(4) Международные отношения в Центральной Азии: XVIII-XVIII вв.: документы и материалы, кн. 2, Москва, 1989, стр.211-213, 242.

(5) 吉田金一『近代露清關係史』近藤出版社、一九七四年、一八九―一九〇頁。Русско-Китайские отношения в XIX веке: материалы и документы, т.1, Москва, 1995, стр.88, 90-91, 93-94.

(6) Международные отношения в Центральной Азии: XVIII-XVIII вв.: документы и материалы, кн. 1, Москва, 1989, стр.273-278; Дипломатическое собрание дел между Российским и Китайским государствами с 1619 по 1792-й год: составленное по документам, хранящимся в Московском Архиве Государственной Коллегии Иностранных дел, в 1792-1803 году, Николаем Батальи-Камежским, издано в память инспекцного 300 летия Сибиря В. М. Флоринским с приложением издания, Казан, 1882, стр.177-178.

(7) Д. Ш. Чимитдоржиева, Русские посольства к монгольским Алтан-ханам XVII в., Улан-Удэ, 2006, стр.55-108, 122-128.

(8) Н. А. Ревунских, Состояние русско-ойратской торговли накануне гибели Джунгарского ханства// Вос-

токовые исследования на Алте, выпуск 3,
Барнаул, 2002, стр. 46-54.

二〇一一年三月 東京 東京大学出版会
A 5 版 三〇四頁 九五〇〇圓